

令和6年度報酬改定について

対象サービス 「地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護」

目次

- 1 参考資料について
- 2 留意点について

1 参考資料について

資料は厚生労働省の次のページに掲載されています。

「令和6年度介護報酬改定について」厚生労働省まとめページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html

<改定事項概要一覧>

必ずご確認ください。

資料名	内容
<主な事項の概要> ○令和6年度介護報酬改定の主な事項 https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001230330.pdf	改定の主な事項をまとめているもの。 (スライド資料)
<改定事項概要一覧> ○令和6年度介護報酬改定における改定事項について https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001230329.pdf ⇒改定事項について、共通部分、対象サービスに関する部分を次に抜粋しています。	それぞれの改定事項の概要を掲載しているもの。 (スライド資料)

共通部分について（別添）

ページ	内容
p.189	目次
p.118	① 3(2)⑦人員配置基準における両立支援への配慮★
p.120	② 3(3)①管理者の責務及び兼務範囲の明確化等★
p.121	③ 3(3)②いわゆるローカルルールについて★
p.150	④ 5①「書面掲示」規制の見直し★

対象サービス部分について（別添）

【地域密着型通所介護】

ページ	内容
p.198・199	目次
p.180	○ 通所介護・地域密着型通所介護 基本報酬
p.12	① 1(2)②豪雪地帯等において急な気象状況の悪化等があった場合の通所介護費等の所要時間の取扱いの明確化
p.49	② 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入
p.50-51	③ 1(6)①高齢者虐待防止の推進
p.52-53	④ 1(6)②身体的拘束等の適正化の推進
p.56	⑤ 1(7)③通所介護・地域密着型通所介護における認知症加算の見直し
p.71	⑥ 2(1)③リハビリテーション・個別機能訓練、口腔管理、栄養管理に係る一体的計画書の見直し
p.90	⑦ 2(2)①通所介護等における入浴介助加算の見直し
p.98	⑧ 2(3)①科学的介護推進体制加算の見直し
p.104	⑨ 2(3)③アウトカム評価の充実のためのADL維持等加算の見直し
p.108	⑩ 3(1)①介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化
p.110	⑪ 3(2)①テレワークの取扱い
p.119	⑫ 3(2)⑧外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し
p.126	⑬ 3(3)⑦通所介護、地域密着型通所介護における個別機能訓練加算の人員配置要件の緩和及び評価の見直し
p.151	⑭ 5②特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化
p.154	⑮ 5⑤通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化

【認知症対応型通所介護】

ページ	内容
p.200	(目次)
p.181	○ 認知症対応型通所介護 基本報酬
p.12	① 1(2)②豪雪地帯等において急な気象状況の悪化等があった場合の通所介護費等の所要時間の取扱いの明確化
p.49	② 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入★
p.50-51	③ 1(6)①高齢者虐待防止の推進★
p.52-53	④ 1(6)②身体的拘束等の適正化の推進★
p.71	⑤ 2(1)③リハビリテーション・個別機能訓練、口腔管理、栄養管理に係る一体的計画書の見直し
p.90	⑥ 2(2)①通所介護等における入浴介助加算の見直し
p.98	⑦ 2(3)①科学的介護推進体制加算の見直し
p.104	⑧ 2(3)③アウトカム評価の充実のための ADL 維持等加算の見直し
p.108	⑨ 3(1)①介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化
p.110	⑩ 3(2)①テレワークの取扱い★
p.119	⑪ 3(2)⑧外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し★
p.151	⑫ 5②特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化
p.154	⑬ 5⑤通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化

<基準省令、告示、通知等に関する資料>

資料名	内容
○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省省令第16号） https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001227813.pdf	基準省令です。 運営面の改定について規定されています。
地域密着型サービス	p.61-96 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）
地域密着型介護予防サービス	p.151-162 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）

資料名		内容
○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和6年厚生労働省告示第86号） https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001227814.pdf		報酬告示です。 介護報酬の改定について規定されています。
地域密着型サービス	p.238-	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）
	p.251-257	2の2 地域密着型通所介護費
	p.257-263	3 認知症対応型通所介護費
地域密着型介護予防サービス	p.410-	指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）
	p.411-415	介護予防認知症対応型通所介護費
関係基準	p.607-629	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成二十七年厚生労働省告示第九十四号）
関係基準	p.630-799	厚生労働大臣が定める基準（平成二十七年厚生労働省告示第九十五号）
関係施設基準	p.800-855	厚生労働大臣が定める施設基準（平成二十七年厚生労働省告示第九十六号）

資料名		内容
<留意事項通知> ○指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001227915.pdf		介護報酬の留意事項通知です。
	・(別紙様式1) 口腔衛生管理加算 様式(実施計画) ・(別紙様式5) 褥瘡対策に関するスクリーニング・ケア計画書 ・(別紙様式6) 排せつの状態に関するスクリーニング・支援計画書 ・(別紙様式7) 自立支援促進に関する評価・支援計画書 (別添) ICFステージング ・(別紙様式8) 口腔連携強化加算に係る口腔の健康状態の評価及び情報提供書 ・(別紙様式9) 退居時情報提供書 ・(別紙様式10) 退所時情報提供書	
	p.15-27	3の2 地域密着型通所介護費
	p.27-32	4 認知症対応型通所介護費

資料名		内容
<解釈通知> ○指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001227939.pdf		運営基準の解釈通知です。
	・(別紙3) 協力医療機関に関する届出書	
	p.13-20	二の二 地域密着型通所
	p.20-22	三 認知症対応型通所介護
	p.54-55	(予防) 1 介護予防認知症対応型通所介護

次の資料も公開されています。

<その他>

資料名	内容
○指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の37第1項に定める介護・医療連携推進会議、第34条第1項（第88条、第108条及び第182条において準用する場合に限る。）に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について	運営推進会議等を活用した評価の結果の公表方法について
<p><介護職員等処遇改善加算等に関する通知></p> <p>○介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について</p>	令和6年度一本化された介護職員等処遇改善加算について
<p><LIFEに関する通知></p> <p>○科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について</p>	科学的介護の取組を推進する観点から入力項目の見直し等について
<p><リハビリテーション・機能訓練、栄養、口腔の一体的取組に関する通知></p> <p>○リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について</p>	「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日）に代わり発出されるもの。
<p><生産性向上推進体制加算に関する通知></p> <p>○生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について</p>	生産性向上推進体制加算（（Ⅰ）・（Ⅱ））について
<p><EPAに関する通知></p>	経済連携協定による外国人材の受け入れ等
<p><認知症研修に関する通知></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」の一部改正について ・「認知症介護実践者等養成事業の実施について」の一部改正について 	認知症介護実践者研修の対象者について
<p><認知症チームケア推進加算に関する通知></p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症チームケア推進加算に関する実施上の留意事項等について 	認知症チームケア推進加算について

<Q&A> (別添)

関係部分については必ずご確認ください。

資料名	内容
○令和6年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol.1) (令和6年3月15日) https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001230308.pdf	対象サービスに関する部分
問 17-23、24、26 p.14-22	認知症専門ケア加算、認知症加算等
削除 p.31 平成30年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol.1) (平成30年3月23日) 問 34 平成30年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol.5) (平成30年7月4日) 問 1	【通所系サービス共通】
修正 問 53-63 p.33-39	加算関係、人員配置うち看護職員の配置基準の緩和
問 64-67 p.39-42	所要時間による区分の取扱い、送迎減算等
修正 問 68-74 p.43-49	3%加算及び規模区分の特例(3%加算や規模区分の特例の終期)
問 155-163 p.96-98	認知症介護基礎研修
問 164-170 p.99-103	業務継続計画未策定減算 虐待防止委員会及び研修
問 171-175 p.104-106	科学的介護推進体制加算
問 181-184 p.110-112	介護報酬改定時期、ローカルルール、管理者に求められる具体的な役割

資料名	内容
○介護職員等処遇改善加算等に関するQ & A (第1版)(令和6年3月15日) https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001228054.pdf	介護職員等処遇改善加算等改定に伴うQ&A

2 留意点について

・経過措置が終了する事項について

(1) 「業務継続計画」の策定等について

令和6年4月1日から義務

【業務継続計画】

感染症や災害が発生した場合に、
利用者が継続して介護サービスの提供を受けられるよう、
継続的なサービス実施と、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画

【必要な措置】

- ・業務継続計画の策定、従業者への計画の周知
- ・研修及び訓練（シミュレーション）の実施
年1回以上
- ・業務継続計画の見直し、必要に応じて適宜変更すること。

※「1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入」も併せて確認。

(2) 衛生管理等「感染症対策」について

令和6年4月1日から義務

【必要な措置】

- ・感染対策委員会※の設置、実施
※感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会
※定期的（おおむね6月に1回以上）
感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する。
- ・感染症の予防及びまん延の防止のための指針の策定
- ・感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練
※研修及び訓練は、定期的の実施

年1回以上

(3) 認知症介護基礎研修の受講

令和6年4月1日から義務

【必要な措置】

- ・医療・福祉関係資格を有さない全ての従業者に対し、
認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じる。
- ・新たに採用した医療・福祉関係資格を有さない従業者に対しては、
採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させる。

※義務付けの対象とならない者は、

看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、

介護職員初任者研修等の修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等

(4)「虐待の防止」について

令和6年4月1日から義務

【必要な措置】

- ・虐待防止検討委員会の設置、定期的な実施
※開催結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る。
- ・虐待の防止のための指針の策定
- ・虐待の防止のための従業者に対する研修
年1回以上
- ・虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

※「1(6)①高齢者虐待防止の推進」も併せて確認。

※ 運営規程、重要事項説明書にも「虐待の防止に関する措置」を記載する。

・管理者の兼務、職務について

- ・管理者の兼務、責務について次のとおり記載されました。（留意事項通知）

【同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合】

当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合

※ この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合（施設における勤務時間が極めて限られている場合を除く。）、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該指定地域密着型通所介護事業所に駆け付けることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられる。）

- ・管理者の責務

介護保険法の基本理念を踏まえた利用者本位のサービス提供を行うため、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に基準の第2章の2第4節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととしたものである。